

新井郷川排水機場一般廃棄物運搬処理業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、新潟県が管理している新井郷川排水機場において、令和8年度に発生する一般廃棄物の運搬処理業務を委託するためのものである。

2 業務内容等

(1) 業務実施場所

- ア 運搬起点：新潟市北区濁川 3 3 7 6 - 2 新井郷川排水機場
- イ 運搬終点：新潟市江南区亀田 1 8 3 5 - 1 新潟市亀田清掃センター
- ウ 運搬距離：L = 1 1 . 4 k m （運搬経路：添付図面参照）

(2) 業務実施期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

(3) 業務内容

新井郷川排水機場において発生した一般廃棄物を、場内の仮置き場から新潟市亀田清掃センター(電話 025-382-4371)へ運搬、同センターに引き渡し処理を依頼するもので、詳細を別紙1「新井郷川排水機場一般廃棄物処理業務委託実施要領」に示す。

(4) 一般廃棄物の想定発生量

新井郷川排水機場における年間の一般廃棄物想定発生量は次のとおり。

- ・一般廃棄物：約 190 t （平成 30～令和 7 年度実績平均）

3 契約方法等

(1) 契約方法

本業務委託においては、単位運搬量（1.0 t）当たりの運搬単価及び廃棄物処分料金にそれぞれ消費税相当額を加えた単価契約とし、これに運搬量の実績を乗じて支払う。なお、運搬単価は、運搬に要する経費（人件費、燃料費、車両経費等及び諸経費）の合計とする。

また、契約期間中に廃棄物処分料金の変動があった場合には、契約単価の見直しについて、協議することとする。

(2) 支払方法

毎月末締めで提出される業務実績報告書に基づき業務の成果を検査し、適正な請求書を受理してから 30 日以内に支払うものとする。

(3) その他

新潟市亀田清掃センターの処分料金（廃棄物引取料金）は次のとおり。

- ・令和8年度処分料金（消費税込） 130 円/10kg（=13,000 円/t）（R7 同額）